

2022年8月3日

各位

新生インベストメント・マネジメント株式会社  
代表取締役社長 平井 治子

### 業務改善の進捗状況について

弊社は、本年1月28日付の当該業務改善命令に基づき、7月5日、金融庁に「業務改善報告書」を提出いたしました。

業務改善命令を受けることとなりました弊社の業務運営については深く反省し、お客様にご迷惑をお掛けしましたことを改めてお詫び申し上げます。

再発防止に向けて、現在、取り組んでおります業務改善の6月末時点での進捗状況につきまして、以下の通りご報告させていただきます。

本件に関する問い合わせ先  
新生インベストメント・マネジメント株式会社  
Tel： 0120-478-679  
(営業日の午前9時から午後5時まで)

## 業務改善の取組状況

### 1. 指摘された行為

- ① 投資一任業務に係る以下の行為について、善管注意義務に違反するものであったと認識しております。
- 世界の金融市場の先物や商品先物、証券化商品等に借入等を用いてファンドの規模を上回るような投資を行うファンドの運用委託先の分別管理状況の確認が不十分であったこと。
  - 非上場株式へ投資を行うファンドについて、投資一任契約締結前の調査で、投資先における時価評価体制を自ら調査していなかったこと。
  - 非上場株式へ投資を行うファンドの投資対象企業の実在性の調査を行っていなかったこと。
  - 投資先ファンドにおいて顧客資産に重大な影響を与える可能性がある事象が発生したにも関わらず、自らの投資判断を示さなかったこと。
  - 上記を含め、商品特性に応じた投資一任契約締結前の調査が不十分であったこと。
- ② 投資信託業務に係る以下の行為について、善管注意義務及び忠実義務に違反するものであったと認識しております。
- 公募投信シリーズの設定時及び運用中の調査が不十分であったこと。
  - 上述した公募投信シリーズにおいて、情報提供のために受益者向けに提供したレポートの情報が不十分であったこと、かつ受益者間の公平性に欠いた情報提供を行ったこと。

### 2. 再発防止に向けた取組状況

- ① 投資一任業務についてご指摘を受けた問題に関する対応
- 世界の金融市場の先物や商品先物、証券化商品等に借入等を用いてファンドの規模を上回るような投資を行うファンドの運用委託先の分別管理状況の確認が不十分であったこと。

#### [対応状況]

- ◇ 該当ファンドの取引相手である投資銀行における証拠金等の資産の管理状況を確認するとともに、ファンドの事務管理会社からレポートを受領し、保管先を確認しました。
- ◇ 今後も継続的に変更の有無等について、ファンドのデューデリジェンス（調査）

を通じて確認してまいります。

- 非上場株式へ投資を行うファンドについて、投資一任契約締結前の調査で、投資先における時価評価体制を自ら調査していなかったこと。

[対応状況]

- ◇ 該当ファンドにおける投資先企業の時価評価の方法（時価評価の主体、時価評価のプロセス、外部監査の実施状況等）についてファンドの運用会社への再確認を行いました。
- ◇ また、「受託会社の内部統制に係る保証報告書」や監査報告書を確認することにより、あらかじめ定められた方法によって時価評価が行われていることについて、再確認を行いました。

- 非上場株式へ投資を行うファンドの投資対象企業の実在性の調査を行っていなかったこと。

[対応状況]

- ◇ 投資対象企業が属する国によって異なるものの、当該ファンドの運用会社からの情報に加えて、登記簿に相当する資料を現地政府機関のウェブサイトを確認したり、検索サイト等を利用して、ウェブ上に公開されている記事や情報を幅広く収集したりすることにより、投資先企業の実在性を確認しました。
- ◇ 今後は、ファンドからの資金拠出の要請を受けてファンドへの出資を行う前に、同様の方法で投資先企業の実在性を確認することとします。

- 投資先ファンドにおいて顧客資産に重大な影響を与える可能性がある事象が発生したにも関わらず、自らの投資判断を示さなかったこと。

[対応状況]

- ◇ 運用に関わる基本事項及び関連事項を審議する投資政策委員会への報告主体に不明確な点があったことを踏まえ、投資企画部による定期的なデューデリジェンス、運用部による投資対象のモニタリングと、社内の役割分担を明確にし、各部が投資先の運用会社やファンドにおいて顧客資産に重大な影響を与えると判断した場合には投資政策委員会に報告し、代表取締役社長（または常勤取締役）を議長として投資判断を行うこととしました。
- ◇ また、これまで当社がご提供中の商品については、投資政策委員会で議論した後に商品検討委員会で審議して、投資割合の縮小や取りやめ等の投資判断を行うこととしていました。今般、投資政策委員会規程を改定し、上記の通り、投資企画部または運用部の報告を受けて運用の見直しが必要と判断される場合には、投資政策委員会において、投資判断を行うこととし、より速やかな投資判断に繋げることとしました。

- 商品特性に応じた投資一任契約締結前の調査が不十分であったこと。

[対応状況]

- ◇ より商品特性に応じた確認項目を追加するため、商品選定手続に関連する社内規程の改定を進めています。

## ② 投資信託業務についてご指摘を受けた問題に関する対応

- 情報提供のために受益者向けに提供したレポートの情報が不十分であったこと、かつ受益者間の公平性に欠いた情報提供があったこと。

[対応状況]

- ◇ 2022年2月及び4月に、公募投信における受益者間の公平性の原則や顧客本位の業務運営について、全役職員向けにコンプライアンス研修を行いました。
- ◇ 公募投信の受益者への適切な情報提供を行うために、社内規程を改定しました。改定後の規程では、受益者等に知らせるべきと考えられる事象が生じた場合には、公平かつ速やかに情報提供を行うために臨時レポートを作成することと、臨時レポートを作成する際の役割分担について定めました。また、改定後の規程について、2022年6月に広告等の規制及び情報伝達の公平性をテーマに全役職員向けにコンプライアンス研修を行い、周知しました。
- ◇ 法務コンプライアンス部において、営業担当者による顧客対応状況について定期的な確認を行うこととしました。

## 3. その他の取組みについて

- 今後の当社が取扱う運用戦略の範囲について、親会社グループ（新生銀行及びSBIグループ）と継続的に協議しております。
- 運用と顧客利益を重視する体制の構築に向けて、専門人材の採用、組織体制の見直し、社内規程等の見直しを進めております。
- 当社の監査役を中心に、社内処分の検討を行っております。

この度の事態を招きましたことにつき、役職員一同反省し、改めて深くお詫び申し上げます。今般の業務改善命令を契機に、引き続き業務改善に努めてまいります。今後の進捗状況につきましては、改めてご報告申し上げます。

何卒宜しくお願い申し上げます。

以 上